

～千葉市のごみ処理と最終処分場の現状について紹介します～

1 千葉市のごみ処理の流れ

本市のごみは、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「有害ごみ」「粗大ごみ」「資源物」の5種類の分別区分に分けられます。最終処分場に埋め立てられるものは、主に清掃工場で可燃ごみを焼却処理する過程で発生する焼却残渣となります。

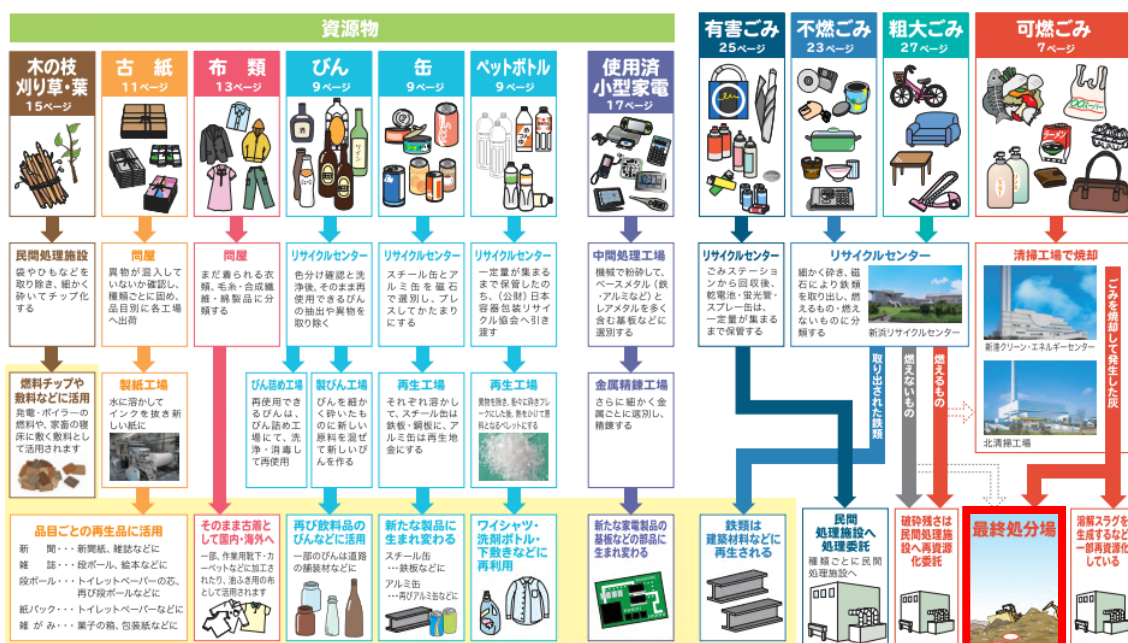


図1 千葉市のごみ処理の流れ

(「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」より抜粋)

2 千葉市の最終処分場の現状

本市の最終処分場5施設のうち下田最終処分場、中田最終処分場、蘇我地区廃棄物埋立処分場、東部最終処分場は埋立が終了しており、現在は埋立地管理と浸出水処理施設の運転を継続しています。

現在埋立処分を行っている新内陸最終処分場については、平成12年9月に埋立を開始し、埋立処分と浸出水処理施設の運転を継続しており、埋立可能な残余容量は3割未満(令和4年4月現在)となっています。

3 最終処分量

最終処分量は、ごみの総排出量の減少や焼却灰等の再生利用の取り組みにより、令和3年度の実績は16,115トンとなっております。

また、将来の最終処分量については、令和8年度にシャフト炉式ガス化溶融方式を採用する新清掃工場（北谷津用地）が稼働することで焼却残渣の発生量が減り、最終処分量のさらなる減量が見込まれていますが、市内で唯一埋立可能な最終処分場である新内陸最終処分場をできる限り永く利用できるように、本市では継続的な3Rの取り組みによるごみの減量を進めるなど、一層のごみの減量・再資源化を目指してまいります。